第1章 総則

<名称及び組織>

第1条

本会は、京都・滋賀B.M.C.[京都・滋賀Banquet Manager's Conference(略称=京都・滋賀B.M.C.)以下「本会」という。]と称し京都府、滋賀県の地域の会員ホテルをもって構成する。

<目的>

第2条

本会は、会員相互の情報交換を計ることにより、バンケット(予約、セールス、及びサービス)運営業務の改善及び発展を目的とし、業界の発展に貢献することを目的とする。

<事業>

第3条

本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1 宴会関係に必要と思われる情報及び資料を収集、分析し会員へ提供する。
- 2 宴会担当者の資質向上を目的とした研究会及び講習会の実施。
- 3 会員相互の親睦を図る為の催事の開催。
- 4 その他、本体の目的を達成するに必要な諸事業。

<事業年度>

第4条

本会の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日迄とする。

<事務局>

第5条

本会の事務局を、会員ホテル内に置き会の事務を取り扱う。

第2章 会員及び会費

<資格>

第6条

本会の会員は、国際観光ホテル整備法の基準に適合するホテルの宴会業務に従事する責任者及び代理者とする。(2名以上の登録とする)

<入会>

第7条

本会に入会を希望する者は、会員ホテル2社以上の推薦により定例会に於いて出席会員、全員一致の承認を受けなければならない。

<退会>

第8条

本会を退会する場合は、その旨を書面にて事務局へ届け出た上で、役員会にて承認を受けなければならない。

<会費>

第9条

会員ホテルは、本会運営の為の費用を納めなければならない。

1年額42,000円(10月)。

- 2 例会費は随時、徴収するものとする。
- 3 前各項の会費以外に役員会が必要と認めた会費。
- 4 既納の会費は一切、返納しない。

<会費の改定>

第10条

諸般の事情により会費の改定を行う場合は、総会に於いて出席会員の過半数の承認を受けなければならない。

第3章 役員

<役員>

第11条

本会は次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

事務局長 1名

幹事 若干名

会計 1名

会計監査 1名

相談役 若干名

(会長・副会長・事務局長・会計を務めた役員の中から役員会で選任される)

<選任>

第12条

本会の役員は、総会に於いて出席会員の過半数の承認をもって選任される。

<職務>

第13条

本会役員の職務は、次の通りとする。

会長

会長は本会を代表し、会の業務を統轄する。

副会長

副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。

事務局長

事務局長は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を処理する。

幹事

幹事は、会長の命を受け、本会の事業運営が円滑に行われる様に努める。

会計

会計は、本会の経理・会計及び金銭出納業務を処理する。

会計監査

会計監査は、会計全般の監査を行う。

相談役

相談役は会の事業、運営を助ける上で、役員会にて意見を述べる。

<任期>

## 第14条

本会役員の任期は、2年とし再選を妨げない。但し、欠員補填により選任された役員の任期は、他の役員の 残任期間とする。

### 第4章 会議

<総会>

#### 第15条

総会は、毎事業年度終了後3ケ月以内に会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

### <総会の付議事項>

第16条

次の事項は、総会に提出し、出席会員の過半数の承認を受けなければならない。

- 1 事業計画及び収支予算
- 2 事業報告及び収支決算
- 3 役員の選任
- 4 その他、役員会に於いて必要と認めた事項

#### <役員会>

第17条

役員会は、毎事業年度内に2回以上会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

<役員会の付議事項>

## 第18条

役員会に付議する事項は次の通りとする。

- 1 総会に付議する事項
- 2 総会の決議事項の執行に関する事項
- 3 本会の事業運営に関する事項
- 4 退会者の承認
- 5 その他、必要と認める事項
- <定例会>

### 第19条

本会は、第3条の事業を行うため原則として年6回定例会を開催する。定例会の開催地は、原則として会員 名簿順にめぐり、日時・議題等は当番ホテルが事務局と決定し、役員はその実施にあたる。

<臨時に開催する諸会>

### 第20条

会長が必要と認めた場合もしくは役員会及び会員ホテル過半数の要請があった時、会長が召集する。

# 第5章 会計

<会計年度>

#### 第21条

本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

# <監査>

第22条

会計は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に収支決算を行い、会計監査の監査を受けなければならない。

# <報告>

## 第23条

会計は、総会に於いて収支決算を報告し、出席会員の過半数の承認を受けなければならない。

## 第6章 付則

# <疑義>

# 第24条

本会会則に関する疑義並びに運用の細目については、役員会の決議により処理する。

## <施行>

## 第25条

この会則は平成5年10月1日から施行する。

- 1 本会則の一部改正は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 本会則の一部改正は、平成9年10月1日から施行する。
- 3 本会則の一部改正は、平成19年10月1日から施行する。